

# 総務常任委員長報告

委員長 田中弘子

総務常任委員会に付託された案件の主な審議内容です。

**議案第74号 「阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」**

**委員** 本条例の適用は『善意でかつ重大な過失がないとき』と規定されているが、重大な過失となる場合の判断は。

**総務課長** 個人に賠償を求める裁判に至った中で、その判決によって重大な過失があると結論付けられるかどうかだと考えます。

**委員** 批判的にみた場合、畜産クラスター裁判があったからこの条例を上程したのではないかと受け取られかねない。阿蘇地域全市町村が12月の定例会に同様の提案をしているのか。

**総務課長** 県内では、12の自治体等が9月までに本条例の制定に至っている状況のなか、阿蘇地域各町村においても、12月定例会への上程が進

められています。本市においては、法が施行された令和2年4月時点では、参酌する基準以外に設定するための比較対象となる事案もなく、すぐに議案として提出するとの判断は難しかったことから、他の自治体の状況なども勘案し、今議会におきまして提案させていただいたところで

**議案第75号 「阿蘇市部設置条例等の一部改正について」**

**委員** ほけん課が二つに分かれる計画であるが、その理由を。また、土木部上下水道課となった場合、同じ課に特別会計と企業会計と二つの会計が存在するようになるのか。

**総務課長** ほけん課を健康増進課と分けた理由は、母体が大きくなっていくために業務の分散と平準化を進めるものです。また、上下水道課については、令和4年度は特別会計と

企業会計となり、令和5年度までに公営企業会計の適用となる下水道事業会計と水道事業会計の二つになります。

**議案第77号 「阿蘇市手数料条例の一部改正について」**

**委員** 火薬類の譲渡しや譲受けに対する審査手数料は、『1件につき』として手数料の額が定められているが、1件の基準は。

**総務課長** 譲渡しや譲受けをする際の申請に対する手数料であるため、種類や量にかかわらず、その申請ごとに1件としています。

**議案第80号 「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第9号)について」**

**波野支所所管分**  
**委員** 波野地区福祉バスについて、多いときで一便あたりどのくらいの利用があるのか。

**波野支所所長** 新型コロナウイルス感染症対策に係る熊本県リスクレベルの引き下げに伴い、10月5日から本格的な運行を再開し、10月は14日間運行した中で、5人以上乗車された



購入予定の波野地区福祉バス (イメージ)

日が8日間、うち、6人以上の日は3日間ありました。

**委員** 原油価格が高騰しているが、今回購入予定の車両はガソリン車になるのか。また、降雪への対応としてスタッドレスタイヤなどの準備は。

**波野支所所長** 送迎用の10人乗り車両はガソリン車しかありません。四輪駆動車を予定していますが、併せてスタッドレスタイヤも購入予定です。

## 総務課所管分

**委員** 定年延長については、何年延長になるのか。これは国から示されるのか。

**総務課長補佐** 今回、国が65歳まで定年延長を行うことに合わせて地方公務員法が改正され、本年6月に公布、令和5年4月1日に施行となっています。この改正では、職員の退職年齢を段階的に引き上げる改正がなされ、60歳になった時点で再任用にするかそのまま定年延長にするかを選択できるようになっています。

#### 財政課所管分

**委員** 火災焼失した市有林10ヘクタール分に対する森林保険金として、約2千万円が計上されているが、この掛金などの説明を。

**財政課長** この保険は、森林保険法等に基づくセーフティネットとして森林組合が窓口となり阿蘇市が加入しているものです。保険料については植林をする際に10年分を掛けていますが、今回焼失した分の掛金は約60万円です。

#### 政策防災課所管分

**委員** 災害時の備蓄品について、使用期限が過ぎた場合には、どのように処分などするのか。

**政策防災課長** 備蓄食料については、ここ2、3か月以内に賞味期限を迎えるものではありませんが、期限が近づ

いたものについては、社会福祉協議会のボランティアセンターが主催する防災イベントにサンプル品として提供するなど、様々な防災関連事業に活用できないか検討しているところです。

#### 議会議務局所管分

**委員** 新型コロナウイルスの影響から議員研修旅費を減額したが、今後

のコロナの状況もどうなるのかわからないため、オンラインでの研修などを実施してはどうか。

**議会議務局長** 議員の皆さまにお諮りしながら検討していきます。

**陳情第1号「所得税法第56条の廃止を求める陳情書」**

**税務課長** 所得税法第56条では「家族の給与等は経費として算入しない」とありますが、次の第57条により、特例として白色申告、青色申告ともに経費として算入することが認められています。所得税につきましても、納税者が所得税法に従い、白色申告又は青色申告のどちらかを自ら選択する申告納税制度となっております。国は青色申告を推奨しています。

**委員** 本件は、「法第56条の廃止を求める陳情書」とあるが、廃止すると所得税法全体が歪められ適正な税務が行えなくなると思う。第56条の廃止よりも第57条の金額を上げる改正のほうが適当ではないか。また、「働く実態は同じでも申告方法の選択で差別するな」とあるが、事業主にとって有利な申告方法を選ぶことは差別ではないため、不採択でいいのではないか。

以上のような審査をした結果、陳情第一号は不採択すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。



災害時備蓄品